

第4章 被害者の支援

交通事故に関する被害者等からの様々な相談に的確に対応することは、被害者の支援に有益なことです。

そのため、交通事故相談など交通事故被害者等に対する支援に努めます。

1 交通事故相談業務の充実

交通事故に関連する様々な相談に応じるため、(財)日弁連交通事故相談センター東京支部からの派遣弁護士による無料市民相談を、田無・保谷庁舎それぞれの市民相談室にて月1回実施するなど、交通事故被害者等からの相談に対応するため窓口を開設しています。

<交通事故相談受付件数>

年 度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度
相談件数	139(件)	128(件)	193(件)	152(件)	137(件)

(市民生活部生活文化課・事務報告)

2 東京都市町村民交通災害共済への加入促進

市民の交通災害に関し、適切な救済を行うことを目的として、東京市町村総合事務組合と協定し、加入者が事故にあわれた場合には、見舞金、交通遺児年金が支給される東京都市町村民交通災害共済を実施しています。制度につきましては、市報等を通じ案内し加入促進のPRをしていきます。